

児童虐待防止 マニュアル

平成25年8月 初版

令和4年4月 改訂



佐用町

児童憲章

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

はじめに

近年は佐用町においても少子化、核家族化が進み、地域連携の希薄化、子育て環境の多様化等により、養育能力の低下が深刻な問題となっています。様々な家庭環境で育てられる子どもたちが、のびのびと育つ地域として、人と人のつながりを豊かにし、支えあえる社会にしていかなければなりません。

佐用町では、今年度より子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、母子健康包括支援センターとの連携を密にし、妊娠期からのすべての児童について支援できる体制を整えていきます。家庭児童相談員を2名に増員し相談支援の強化にも努めてまいります。

児童虐待はもとより、不登校、発達障がいなどの特性を持つ子への養育困難、多課題を抱える家庭への支援、DV家庭への支援等課題も多岐にわたっています。関係機関と連携を取りながら、子育て支援・要保護児童への対策をすすめる必要があります。

本マニュアルは、今後の児童虐待防止に向けて、早期発見、早期対応を旨とし、関係機関がそれぞれの立場で、子どもの安全・安心生活を推進し、子どもを見守る目となれるようにと作成しました。

地域社会で子育てを支え、支援していく役割を果たすために、このマニュアルが有効活用されることを期待します。

令和4年4月

佐用町健康福祉課

佐用町要保護児童対策地域協議会

目 次

はじめに

目 次

1. 児童虐待とは ······	1 ページ
2. 虐待サインに気づくための 5つのポイント ······	3 ページ
3. 早期発見のために ······	4 ページ
4. 虐待の重症度について ······	6 ページ
5. 相談・通告から援助までの流れ ······	8 ページ
6. 相談・通告の対応及び支援 ······	9 ページ
佐用町要保護児童対策地域協議会関係機関 ···	13 ページ
主な相談機関一覧 ······	14 ページ
発見、相談から支援までの流れ ······	15 ページ
7. 虐待に関するQ&A ······	17 ページ
関係法令等 ······	19 ページ

1. 児童虐待とは

(1) 児童虐待とは

親や親代わりの養育者が、子どもに対し身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことによって、子どもの体や心までも傷つけてしまう行為をいいます。「児童虐待の防止等に関する法律」第2条では次のように定義されています。

*身体的虐待—子どもの身体に外傷が生じるような暴行を加えること

- ・外傷としては打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など。または、それらが生じるおそれのある暴行。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さづりにする、冬に戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなど。

*性的虐待—子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること

- ・子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要、性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体に強要するなど。

*ネグレクト（養育の放棄、怠慢）—子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
 - 例えば *家に閉じ込める（学校等に登校させない）。
*病気になっても病院に連れて行かない。
*乳幼児健診や予防接種を受けていない。
*乳幼児を車の中に放置する。
 - ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応じない（無視をし続けるなど）。
 - ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
 - 例えば *適切な食事を与えない。
*服や下着など長時間ひどく不潔なままにする。
*極端に不潔な環境の中で生活をさせる。

*心理的虐待—子どもに著しい心理的な傷を与えるような言動等を行うこと。

- ・言葉による脅かし、脅迫、無視や否定的な態度、子どもの自尊心を傷つける言動、他の兄弟との著しい差別的な扱いなど。

(2) しつけと虐待のちがい

保護者は、子どもの症状、けが等の原因を説明するときに「しつけ」と主張することがあります。しかし、その「しつけ」が、子どもにとってどういう影響があるかということが問題となるのです。

それが子どもの心身の成長や人格の形成等に有害な影響を与える行為は虐待になります。保護者が自分の感情のままに子どもを怖がらせて支配し、自己の期待どおりの行動をとらせるための暴力または言葉での強制は虐待になるのです。

また、虐待が起こる原因としては、①家庭生活の不安定さ ②社会からの孤立 ③子どもの成長、発達の遅れなどがあります。

日常生活の中で、自分が子育てに関して悩んでいることや、こんなときはどうしたらいいの?と思うときに、声をかけられる人が身近にいてくれたり、気軽に行けるサークルなどがあれば、孤立を避ける大きな助けになります。

(3) 虐待を受けている子どもの気持ち

虐待を受けている子どもの多くは、「自分が悪い子だから、このような目にあっていい」と思っています。そして、傷を受けても「ころんだ」などと言って親をかばおうとします。それは、お母さん、お父さんが大切な存在で、虐待を受けようとも本当は親から愛されたいと願っているからです。

(4) 児童虐待が子どもに与える影響

身体的虐待を早期に発見できなかったために死亡に至る例や、身体に重篤な障害を残す場合も少なくはありません。また、ネグレクトにより適切な生活環境を与えられず、心身の健全な成長を阻害されたり、死亡に至る場合もあります。あるいは、情緒発達や知的発達の遅れが引き起こされることもあります。

最も愛されるべき家族との基本的な信頼関係が損なわれることにより、人格形成にも大きな影響が生じ、極度のおびえ、無反応などの精神状態や落ち着きのない行動、衝動的な攻撃行動をとるなど、様々な不適応行動の原因となります。また、虐待を受けて育った子ども自身が親になったときに、自らの子どもを虐待してしまうことも少なくないと言われています。

2. 虐待サインに気づくための5つのポイント

(1) 虐待は「いつでも」「どこでも」「だれでも」

私たちはいつでも、子どもの虐待と遭遇する可能性があります。子育ての不安や、経済的問題、夫婦間の問題（別居・再婚）など様々な原因が重なって起きることが多く、どの家庭でも起こりうる可能性があります。気がついたらどうしたらよいのか、心の準備をしておくことが大切です。

(2) 虐待は「シロかクロか」ではない

「これは虐待といえるのか？」という疑問は常にについてまわります。「疑い」が、後から「間違い」であっても責任を問われることはまずなく、「はっきりしない」から「何もしない」のではなく「疑ったら行動する」ことが必要です。

(3) 「そんなはずはない」と思っても一度は疑ってみる

虐待には「これさえあれば虐待といえる」という決め手はありません。「不自然」だと思ったことを否定せずに「もしかして…」と疑ってみることが大切です。

(4) 子どもの様子や親の言動にも注目

子どもの虐待は家庭の生活の中で行われ、他人の目に触れないところで起こっているのが現状です。親自身も虐待していることに悩み苦しんでいるときがあるので、子どもの様子や親の言動にも着目しておくことが大切です。

(5) 万引きや非行などの問題行動も…

子どもが家に帰らない、万引きをするなどの問題行動の裏側には家庭内での虐待が存在していることがあります。子どもが家庭に帰らないことや問題行動にも、子どもなりの理由があり、注意深く配慮をもって接することが必要です。

☆発見の瞬間から関わりは始まっており、それが子どもやその親を救うことにつながるのです。

3. 早期発見のために

(1) 早期発見のために

虐待を受けた子どもは、必ずといっていいほど学校生活の中で何らかの不自然な行動で虐待を周囲に知らせます。そのサイン（SOS）に気づくことが大切です。

(2) 子どもからのサイン

- ・体のサインー 不自然なところにあざ（内出血）や傷、火傷がみられる
自分自身で身体に傷をつける行為をする
特別な病気がないのに体重や身長の伸びが悪い
体や衣服がいつも不潔な状態にある
髪の毛やまつげ、まゆ毛を抜いてしまう
様々な症状を繰り返し訴える など



- ・行動のサインー 不自然な受け答えをする
誰にでもなれなれしい
保護者の前で過度の緊張をする
理由のはっきりしない欠席や遅刻が増える
遠足、運動会などの行事を欠席する
イライラしたり、感情を抑えきれなかったりして暴力をふるう
多動で落ち着きがなく、すぐわかるウソをついたりする
給食をがつがつ食べたり、弁当を人に隠して食べたりする
急激な成績の低下、頻繁に学用品を忘れる
放課後、下校時間を過ぎても家に帰りたがらない
家出、徘徊、万引きなど問題行動を繰り返す
性的なことに過度の反応を示したり、不適切な物を持っている
集団行動が苦手で、年少児や小動物など弱者に対して攻撃的
頻繁に保健室や相談室に来る など

- ・こころのサイン—表情が乏しく、暗くなり不安な表情を見せる
　　人との関係がとれなくなったり、無気力になったりする
　　「死にたい」「生まれてこなければよかった」「生きるのがつらい」
　　などとつぶやく
　　感情を外に出さない



(3) 保護者からのサイン

- ・保護者の態度や行動—養育についての悩みや不安を訴える
　　けがや欠席、遅刻についての説明が不自然である
　　地域や親族から孤立している
　　被害意識が強い
　　飲酒などによる問題行動がある
　　子どもの能力以上のことを押し付けようとする
　　先生との話し合いを拒む
　　夫婦仲が悪い、転居を繰り返している
　　経済的に困窮し、生活が不安定
　　子どもの扱いが乱暴、あるいは冷たい など



保護者の対応に問題があると感じたとしても、直ちに親の問題として指摘するのではなく、保護者の苦労や感情を受け止め、相手に添った援助を進めることが大切です。問題を把握するために保護者に何度も同じ質問をしたり、保護者を責めたりしないような配慮が必要です。

4. 虐待の重症度について

児童虐待の重症度判定基準	
最重度 生命の危険あり	<p>子どもの生命の危険が「ありうる」、「危惧する」もの。</p> <p>(1) 身体的履行によって、生命の危険がある外傷など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部外傷をおこす可能性がある暴力 例：乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さまに落とすなど ・腹部の外傷をおこす可能性がある暴力 例：腹部を蹴る、踏みつける、殴るなど ・窒息する可能性がある暴力 例：首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにするなど ・親（保護者）が「殺したい」「自分がカーッとなつて何をするか怖い」など、自己制御がきかないことを訴え、子どもは乳幼児である。 ・親子心中、子どもの殺害を考えている。 ・過去に生命の危険がある虐待歴があるので、再発の可能性があるもの。 <p>(2) ケアの不足のために死亡する可能性がある（ネグレクト）。死亡原因としては、肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に脱水症、栄養不足のための衰弱がおきている。 ・乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに、医療の受診なく放置されており、生命の危険がある（障害乳幼児の受容拒否に注意する）。
重度虐待	<p>今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。子どもを保護するために、誰かの介入（訪問指導、一時分離、入院など）が必要であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療を必要とするほどの外傷があるか、近過去にあったもの。 例：乳児や歩けない幼児で打撲症がある。骨折・裂傷。目の外傷がある。熱湯や熱源による広範囲の火傷。 ・成長障害や発達停滞が顕著である。 ・生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない。 ・明らかな性行為がある。 ・家から出してもらえない（登校させない）、一室に閉じ込められる。 ・子どもへのサディスティックな行為（親（保護者）は楽しんでいる）。 ・乳幼児で子どもへの暴力・傷の原因等が不明なもの（受傷機転、暴力等が分からぬ等）
中度虐待	<p>今は継続的治療を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。</p>

児童虐待の重症度判定基準	
中度虐待	<p>(1) 今までに慢性にあざや傷痕（タバコ等）ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアをうけていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの。</p> <p>(2) 生命に危険な行為を受けたことがある 例：頭部打撲、顔面攻撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる</p> <p>(3) 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過での改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧されるもの。 例：養母が子どもをひどく嫌っている。 虐待や養育拒否で施設入所した子どもの再発。 多問題家族などで家庭の秩序がない。 経済状態が食事にも困る生活の中でのもの。 夫婦関係が険悪で子どもに反映している。 犯罪歴家族、被虐待歴のある親（保護者）</p> <p>(4) 保護者に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、社会病理、覚醒剤）や知的障害があり、児のケアができない。</p> <p>(5) 乳幼児を長時間大人の監督なく家に置いている。</p>
軽度虐待	<p>実際に子どもへの暴力があり、親（保護者）や周囲の者が虐待を感じているが一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの。（しかし、親（保護者）への援助は必要である）。</p> <p>(1) 外傷が残るほどではない暴力 例：乳児を叩く、カーッとなつて自己制御なく叩くと自己報告する。</p> <p>(2) 子どもに健康問題をおこすほどではないが、養育を時に放置している。例：子どもの世話を嫌いで時々ミルクを与えない。</p>
虐待の危惧あり	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある。

☆重症度判定基準補足☆

子どもの状況、母親及び父親等養育者の社会心理的状況、地域社会など環境要因を加味し、他の要素と関連させて重症度のランクを一ランク上げたり、下げたりする。

- 例：
- ・子どもが病弱である（アトピー、未熟児）、よく泣く、手がかかる。
 - ・乳幼児の頭部外傷や受傷原因が明確でない。
 - ・上、または下のきょうだいとの年齢が接近している。きょうだいに障害がある。
 - ・非常に神経質な母親（精神障害とは別に）。
 - ・育児知識が不足している。一般に子どもの発達状況を把握できていない。
(未受診・検診出産、若年出産など)
 - ・夫の協力や理解がない（話も聞いてくれない）。
 - ・近隣に話し合える人がいない（友達がない）。転居後、他の人との交友が下手。夫の実家とうまくいっていない（特に初めての育児の場合は重視する）。転居を繰り返している。
 - ・利用できる社会資源が乏しい。

5. 相談・通告から援助までの流れ

相談の流れ：児童虐待対応は、下図のように町が窓口となります。児童虐待の通報・相談があった場合は、受理会議を開き緊急度、対応方法を検討します。その後に状況に応じた関係者を参集し、要保護児童対策地域協議会を開催し支援方法を検討し、支援を展開します。

(1) 相談・通告受理

「町が」相談・通告を受ける

- ・町民から相談、通告を受ける
- ・関係機関から相談、通告を受ける
- ・こども家庭センターから状況把握等の依頼を受ける

(2) 初期対応

緊急受理会議

- ・課内で会議を開催し、緊急性、対応方法について検討する
- ・安全確認（職員等が子どもを直接目視する）
- ・調査（情報収集：学校、保育所等訪問、家庭訪問）

(3) 方針の決定Ⅰ（こども家庭センター）

こども家庭センター及び関係者に通告・連絡する

- ・こども家庭センターに通告する
- ・関係者に連絡する

方針の決定Ⅱ（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会で支援方針検討

- ・こども家庭センターや関係者（学校、保育所、病院等）と共に緊急性、対応方針を検討、情報共有、役割分担を図る

(4) 支援の評価

支援を展開する

- ・検討された対応方針に基づいて各関係機関で支援を行い、評価する。

6. 相談・通告の対応及び支援

(1) 相談・通告受理

①受理時のポイント

- 「虐待と思われる」相談はすべて「通告」として受理します。
- ・どんな方法（文書、電話、口頭等）でも虐待の「疑い」があるという相談は、原則すべて「通告」として受理します。
 - ・通告者は不安を抱え緊張している場合が多いので、安心感を与えるよう慎重に対応しましょう。特に子ども本人からの場合は、特別な配慮が必要です。

②相談・通告者への配慮

下記の点を相談者・通告者に必要に応じて伝えます。

- ・通告は守秘義務違反にならない事。通告義務がある事。（児童虐待防止法第6条第3項）
- ・通告者の秘密は守られる事。（児童虐待防止法第7条）
- ・間違っていても罰せられない事。

③相談・通告者からの聞き取りのポイント

- ・「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」を利用します。
すべての項目を埋める必要はありません。聞き取れた内容だけを記録します。
- ・「いつ」「どこで」「どんなことがあったのか」「誰が言った言葉か」「本人が言ったのか」「いつから続いているのか」「現在はどうか」など、できるだけ具体的に確認します。ただし、事情聴取的な聞き取りはせず、相手のペースに合わせてできるだけ多くの情報を聞き取るようにします。
- ・通告者の感情や判断が混在してしまう時があるため、通告者がそう考えたり思ったりする根拠は何かを確認することは大切です。
- ・通告者には、必ず謝意を述べることが大切です。

★子ども本人からの場合

- ・必ず秘密を守ることを伝えます。
- ・どんな内容でもしっかりと聞くことが大切です。
- ・子どもにとっては勇気のいることです。話してくれたことをねぎらい、相手が話しやすい雰囲気を作るようにします。子どもが表現した言葉（「嫌だった」「辛かった」「悲しかった」「怖かった」など）を、子どもの気持ちとして十分受け止めます。

- ・他に相談している人はいるかなど、協力者を確認しておくことも大切です。
- ・相談を受けた後、関係者に協力をお願いすることを、説明しておくことも大切です。

★家族、親族からの場合

- ・家族、親族の立場を考慮し傾聴します。
- ・虐待している保護者と虐待を受けている子どもとの関係性と通告者の関わりについて、具体的な事項を確認しながら整理します。
- ・虐待を行っている保護者への恐れからのためらいや、家族間のトラブルによる中傷等、通告者の感情が含まれることがあるので、通告の真意を十分把握する必要があります。
- ・具体的な助言や指導は慎重に行います。

(2) 初期対応

①緊急受理会議の開催

- ・「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」をもとに所属内での複数職員と情報を共有し、初期対応を協議します。
- ・「重症度判定基準（P6～）」、「安全確認チェックシート（様式5）」を活用し確認することで共通理解が図られます。
- ・重要なのは、現在子どもがどのような状況にあるのかという《安全確認》をすることです。必要な場合は、こども家庭センター（児童相談所）にケース連絡票（様式10）を送り、指導・助言を仰ぎます。生命の危険等差し迫った状況である場合は、こども家庭センター（児童相談所）へ送致します。（警察への通報も考慮）

安全確認のポイント

- ・子どもの安全確認を最優先します。
- ・確認の方法は、複数の佐用町職員又は町が依頼した者による目視により現況確認を基本とします。
- ・学校や保育園など所属機関がある場合は、関係機関に問い合わせて現状を確認します。

②関係機関からの情報収集

- ・「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」により通告者から聴取した内容をもとに、不明な部分を明確にする必要があります。
「安全確認チェックシート（様式5）」を参考に情報収集をすることもできます。
- ・関係機関からの情報収集が不可欠になるため、できるだけ直接会って聴取することが大切になります。
- ・支援の必要性等、具体的な方策を検討していく材料となることを視点に情報収集することが大切です。

関係機関等

関係機関・相談機関（P13～P14）により実態に応じて連携します。

（3）方針の決定

①こども家庭センター（児童相談所）への送致が必要な場合

- ・緊急の保護や立ち入り調査等、強制的な措置が必要な場合は、速やかにこども家庭センター（児童相談所）へ送致します。
(まず、口頭で連絡し、「送致書（様式11）」は後日送付可)
- ・事件性がある場合は警察へ、また受診や入院が必要な場合は医療機関へ連絡するなど必要に応じ、関係機関に連絡します。
- ・こども家庭センター（児童相談所）への送致が必要かどうかの決定は、「重症度判定基準（P6～）」、「安全確認チェックシート（様式5）」及び「緊急度アセスメントシート（様式9）」などを活用し必ず複数の職員で検討し、組織として総合的な判断をすることが大切です。

児童送致の留意点

- ・こども家庭センター（児童相談所）への送致については重症度判定において「最重度虐待」「重度虐待」「中度虐待」が概ねその対象として考えられますが、目安でありケースの状況を総合的に判断して行うことが大切です。
- ・判断に迷う場合、対応に苦慮する場合はこども家庭センター（児童相談所）に相談します。

②在宅支援の場合

- ・緊急性が低いと判断した場合は、在宅支援による虐待の再発防止等に努めます。支援方針や内容、関係機関の役割分担等決定します。
- ・大切なことは「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」及び「安全確認チェックシート（様式5）」等を活用し、関係者が情報を共有し支援方法や目標を明確にすることです。（個別支援計画票（様式13））
- ・目標は、あくまで支援を終えて良い段階を想定することです。必ずしも家族が抱えている問題のすべてを解決するという考え方ではありません。

③ケース検討会議

- ・調整機関が関係者による個別ケース検討会議を開き、状況の変化や支援方法について確認します。
- ・安定している状態だからといって長期間放置することがないよう定期的に確認し記録を残しておくことが大切です。

（4）支援の評価

個別ケース検討会議等で決定した方針に対して、必ず評価し必要に応じて修正していくことが大切です。

- ・具体的なかかわりをする中で、新たな事実がわからることもあります。
- ・保護者の反応や子どもの変化など、周囲の関わり方により何らかの変化がありますので必ず記録しておくことが大切です。
- ・次回評価に時期等目安を決めておくことが大切です。支援体制が安定しにくい初期段階では、短期間での再評価が必要です。



- ・予想していたものとは違う新たな事実など重要な情報が得られた場合は早めに情報の共有化に努め、必要であれば方針を変更する。
- ・一定期間の実践経過を見て、改善が見られない場合は、支援方法に工夫が必要。実践してきた内容をもとに再度検討する。
- ・ある程度改善がみられる状態でも、うまくいっている事実を共有化し、定期的に再評価することを心がける。

《要保護児童地域対策協議会、実務者会議の実施》

佐用町要保護児童対策地域協議会 関係機関

【目 的】

要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るために次の機関が情報の交換を行い、支援の内容に関する協議を行います。

また、支援が適正に実施されるよう、必要に応じて青少年育成センター、障害者発達支援事業所等の関係機関と連絡調整を行います。

【会 議】

代表者会議・・・・・年1回開催

実務者会議・・・・・3ヶ月毎に開催

個別ケース検討会議・・・隨時開催

1	兵庫県姫路こども家庭センター
2	兵庫県龍野健康福祉事務所
3	兵庫県たつの警察署
4	佐用郡医師会
5	児童家庭支援センター「すずらん」
6	佐用町民生委員児童委員協議会（健康福祉課）
7	佐用町社会福祉協議会
8	佐用町教育委員会
9	佐用町立小学校（各小学校）
10	佐用町立中学校（各中学校）
11	佐用町立保育園（各保育園）
12	佐用町健康福祉課
	必要に応じて参加 ・佐用町青少年育成センター ・佐用町障害者相談支援事業所「すまいる」 ・児童家庭支援センター「たんぽぽ」 ・西播磨特別支援学校 ほか

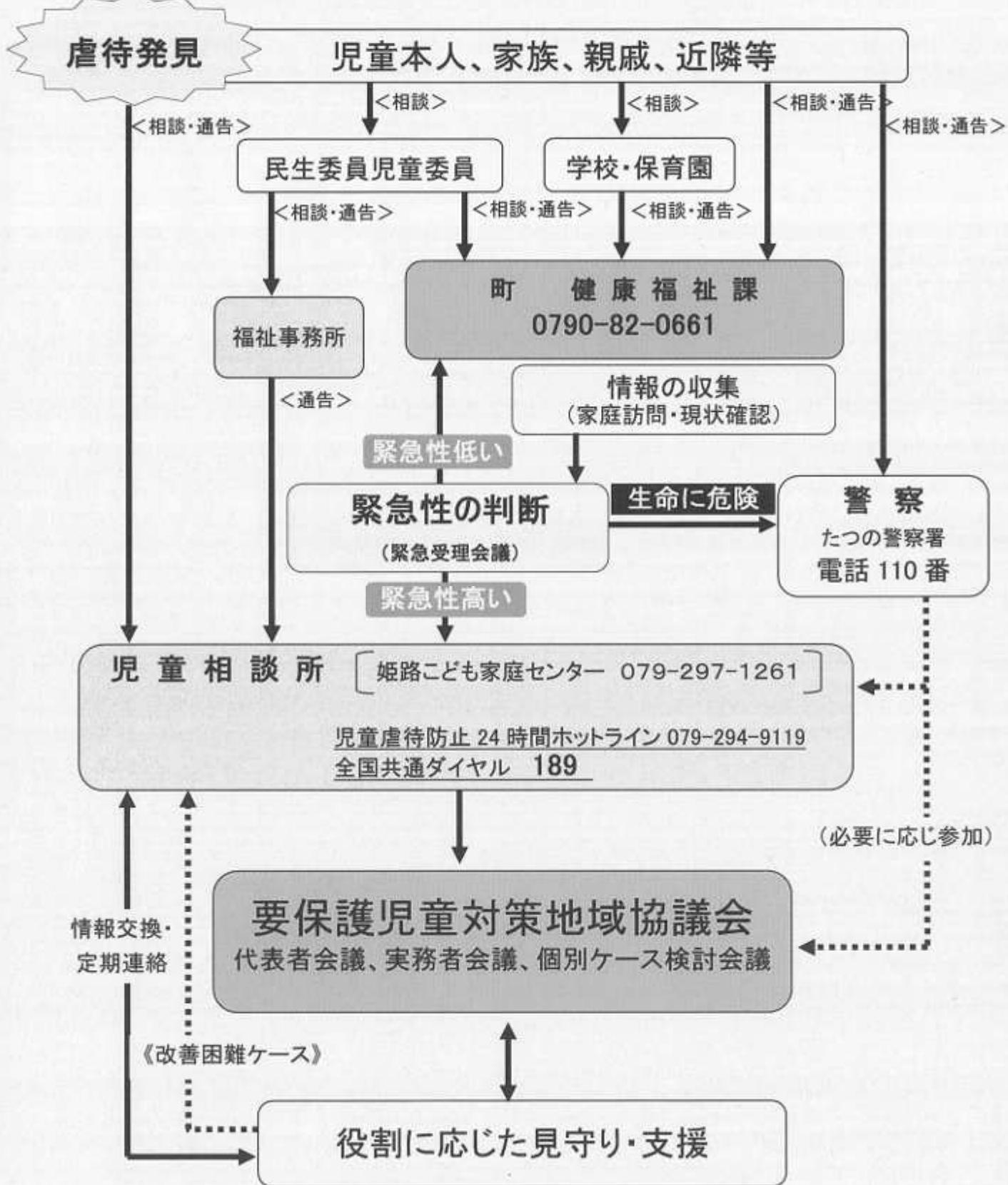
※会議参加者には守秘義務が課せられます。

主な相談機関一覧

★児童相談所全国共通ダイヤル 189

機関名	電話番号	備考
姫路こども家庭センター	079-297-1261	☆児童虐待の可能性、緊急性があるときの通報
児童虐待 24 時間ホットライン	079-294-9119	☆子どもの発達に関する相談
兵庫県龍野健康福祉事務所	0791-63-5135	☆DV相談・措置
兵庫県たつの警察署 相談・問い合わせは (0791-63-0110)	110 (局番なし)	☆暴力・売春等児童虐待の緊急性があるときの通報 ☆配偶者等からの暴力(DV)を受けた被害者の保護 ☆児童虐待・DVを見たり聞いたりした場合の通報
佐用町教育委員会 教育課	0790-82-2424	☆児童・生徒の発達や生活に関する相談
佐用町青少年育成センター	0790-82-2850	☆青少年の育成に関する相談 ☆青少年の育成環境浄化に関する相談
健康福祉課 健康増進室 健康福祉課 子育て・福祉室	0790-82-0661	☆乳幼児の発育や健康問題に関する相談 ☆児童福祉・障害福祉に関する相談 ☆家庭児童相談、DVについての相談 ☆地域の方からの子どもに関する情報受付
地域子育て支援センター(ママプラザ)	0790-82-0341	☆乳幼児の子育ての総合的な相談
兵庫県女性家庭センター DV相談ナビ	078-732-7700 0570-0-55210	☆配偶者等からの身体的暴力・精神的・性的暴力・経済的暴力などDVに関する相談
児童家庭支援センター「すずらん」 子育て相談ホットライン	0791-58-1144	子育て全般に関する相談 24 時間受付
兵庫県立こどもの館 幼児教育相談	079-266-4133	9:30~17:00 (火・月末・年末年始は休み)
子ども人権110番 (兵庫県子どもの人権専門委員会)	0120-007-110	神戸地方法務局兵庫県人権擁護委員連合会
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	078-367-7874	10:00~16:00 (月・火・水・金・土)
性暴力被害者支援センターひょうご	06-6480-1155	9:30~16:30 (月~金)

発見、相談から支援までの流れ

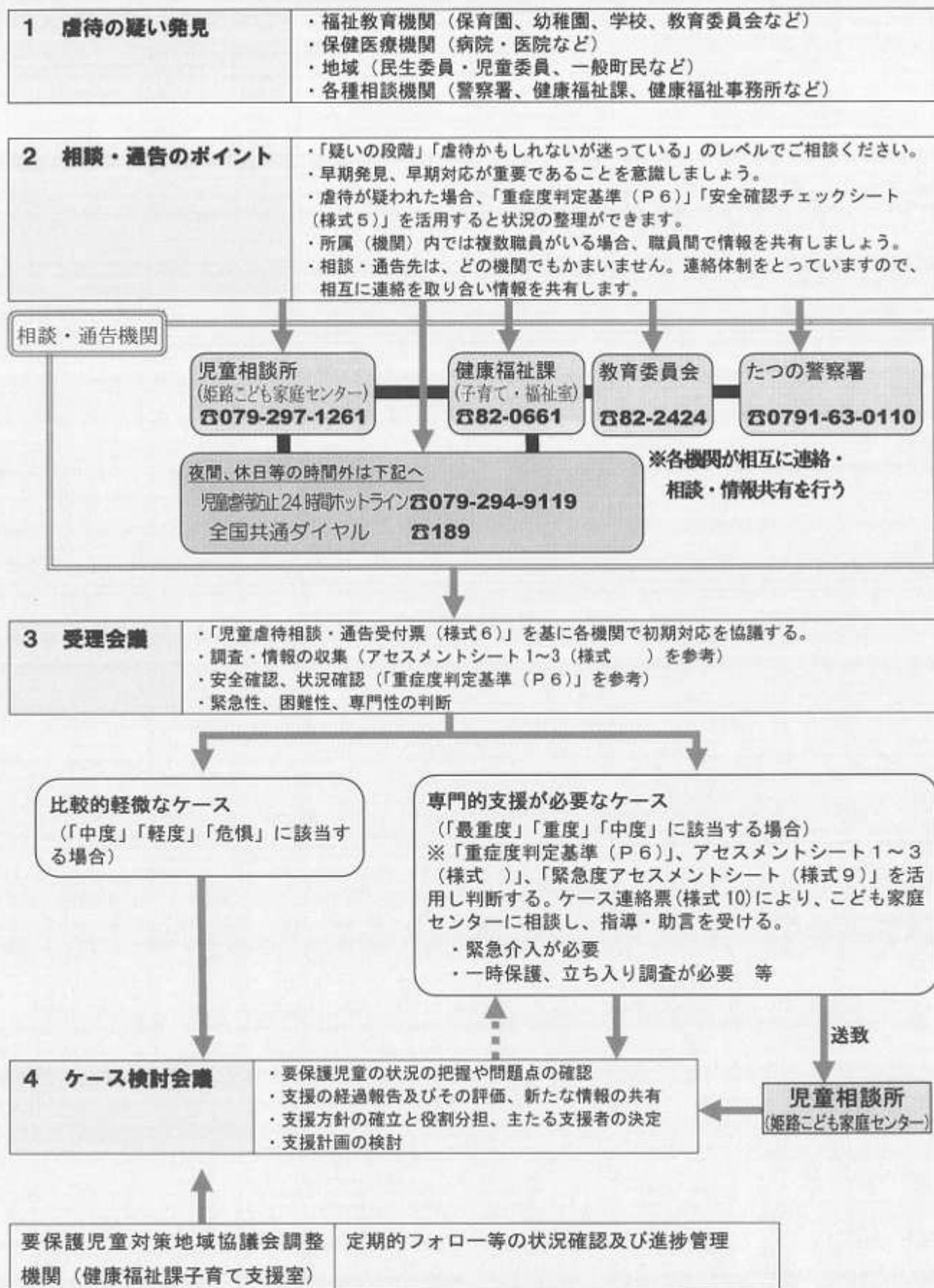


■児童福祉法第25条(抜粋)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

■早期発見のために「疑い」を大切にし、「通告」はおおごとなイメージですが一応の情報提供や協力援助を依頼するという「相談する」ような感じでとらえましょう。通告者の名前や通告の内容についての秘密は守られます。また通告をした人に、その虐待についての立証責任を負わせることはありませんし、間違いであっても責められることはありません。

発見、相談から支援までの流れ（詳細）



7. 虐待に関するQ&A

Q1. もし、虐待でなかったら・・？

A. 子どもにはよく泣く子どもがいるなど、個人差があり、泣いている声が聞こえるだけでは、虐待とはいえない場合もありますが、はっきりと事実確認ができなくても不自然な泣き方をしているなど、虐待かどうか疑われる場合はまず、健康福祉課やこども家庭センターに通報してください。

Q2. 私が通報したことがわかるのでは？

A. 平成16年4月に「児童虐待防止等に関する法律」が改正され、通告すべき子どもについては「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改められました。つまり、確信が持てなくても虐待を疑えば通告しなければなりません。通報を受けた健康福祉課やこども家庭センターは、通報の内容や誰が通報してきたかなどの情報を保護者に知らせたりすることは決してありません。また、虐待と思って通報したが、そうでなかったとしても法律的に罰せられることもありません。

Q3. 「見守り」や「安全確認」って具体的には何をする？

A. まず、同じ地域に住む者として保護者の話し相手になったり、声かけをすることが大切です。その中で子どもの生活状況が見えてきます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員は、身近な相談・支援者として関われます。保護者自身が、虐待を受けて育ったという経緯や精神不安を抱えている場合も考えられますので、保護者に寄り添った形での支援が必要であり、その役割について関係機関で連携することが大切です。

Q4. なぜ、関係機関の連携（ネットワーク）が大切？

A. 虐待は様々な要因が重なって生じているのが一般的です。また、虐待が繰り返される家庭は経済的な問題、病気、人間関係のトラブルで孤立しているなど、同時に多くの問題を抱えている場合があります。各機関はそれぞれ固有の機能と限界を持っています。このため、一つの機関だけでは有効な援助が行えないで多くの関係機関が連携して相談することによって最善の方法を見つけていけるのです。

Q5. DV(ドメスティックバイオレンス)は子どもにどんな影響がある？

A. ・子どももDVの直接的な被害者になります

夫妻の一方が、子どもの前で妻または夫に暴力をふるうことは、面前DVといって子どもへの虐待（心理的虐待）になります。

また、暴力をふるわれる親が子どもに対し、暴力でハツ当たりをすることもあります。

・子どもが暴力の目撃者になる（面前DVの）影響

子どもは両親の暴力現場と愛着の繰り返しを見続けることで情緒不安定になり、時には暴力が世代から世代へと受け継がれていきます。（世代間連鎖）また、暴力を見て育った子どもたちは、自分の育った家庭での暴力のパターンを繰り返すことが多いといわれています。暴力でものごとを解決することが習慣化することがあります。

・子どもの安全な生活や発達が阻害されます

DVにさらされることで、不登校や成績の低下、家出、非行などを引き起こします。また、本来子どもが持っている個性やすばらしさを暴力という理不尽な力によって奪われていくことになります。

関 係 法 令

児童福祉法（抜粋）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその目的が図られることとその他の等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成されることについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るために活動を行うこと。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しな

ければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料または情報の提供、意見開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村は要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会

学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適當であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

2 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
二 次条第二号の措置が適當であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 助産の実施又は母子保護の実施が適當であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適當であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長を及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮、その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重にするよう努めなければならない。

- 8 何人も児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規程による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行う措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条

第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。
 - 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - 三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下の号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
 - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行う措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

○佐用町要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年10月1日要綱第54号

改正

平成21年3月25日要綱第4号

平成22年3月30日要綱第11号

平成24年3月30日要綱第10号

佐用町要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、同法第25条の2第1項の規定に基づき、佐用町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童の早期発見及び初期対応の検討に関すること。
- (2) 要保護児童若しくは要支援児童の対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (3) その他、協議会設置目的を達成するために必要な事項

(構成機関)

第3条 協議会は、次に掲げる機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）の職員等で構成する。

- (1) 兵庫県姫路こども家庭センター
- (2) 兵庫県龍野健康福祉事務所
- (3) 兵庫県たつの警察署

- (4) 佐用郡医師会
- (5) 佐用町民生児童委員協議会
- (6) 佐用町社会福祉協議会
- (7) 佐用町教育委員会
- (8) 佐用町立小学校
- (9) 佐用町立中学校
- (10) 佐用町立保育園
- (11) 佐用町健康福祉課

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、協議会が効果的に機能するよう、活動計画の策定及び連絡調整を行う。

- 2 代表者会議に会長を置き、関係機関等の代表者の中から互選により選出する。
- 3 代表者会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関等の実務者で構成し、情報交換や協議会の活動計画案の策定、啓発活動等を行う。

- 2 実務者会議に会長を置き、健康福祉課長がこれにあたる。
- 3 実務者会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、実務者を中心に関係する者で構成し、要保護児童等の状況把握、支援方針、役割分担等、具体的な支援内容等を検討する。

- 2 ケース検討会議に会長を置き、健康福祉課長がこれにあたる。
- 3 ケース検討会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じ、第3条に規定する職員等以外の者の出席を求め、その

意見を聞くことができるものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員であった者及び会議に出席した者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の公開等)

第10条 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を取り扱う場合は、会長の判断により非公開とすることができます。

2 実務者会議及びケース検討会議は、非公開とする。

(要保護児童対策調整機関)

第11条 法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、佐用町健康福祉課とする。

2 調整機関は、要保護児童若しくは要支援児童に対する支援の実施状況の把握、関係機関等との連絡調整及び協議会の庶務を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日要綱第4号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日要綱第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第10号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

児童虐待防止マニュアル

監修：兵庫県健康福祉部こども局児童課

編集・発行：平成25年8月

改定：令和4年4月28日

佐用町役場 健康福祉課 子育て・福祉室
